

令和 2 年第 1 回

長万部町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 1 0 日 開会

令和 2 年 3 月 1 3 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 2 年 3 月 1 0 日（火曜日）第 1 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明	-----	3 頁
○議案第 1 号 長万部町印鑑条例の一部を改正する条例	-----	4 頁
○議案第 2 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	-----	4 頁
○議案第 3 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	-----	5 頁
○議案第 4 号 長万部町手数料条例の一部を改正する条例	-----	6 頁
○議案第 5 号 長万部町公共牧場条例の一部を改正する条例	-----	9 頁
○議案第 6 号 長万部町営住宅管理条例の一部を改正する条例	-----	10 頁
○議案第 7 号 長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例	-----	13 頁
○議案第 8 号 長万部町都市公園条例の一部を改正する条例	-----	15 頁
○議案第 9 号 長万部町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	-----	15 頁
○議案第 10 号 渡島公平委員会規約の変更について	-----	16 頁
○議案第 11 号 議決の変更について	-----	17 頁
○議案第 12 号 令和元年度長万部町一般会計補正予算（第 10 号）	-----	18 頁
○議案第 13 号 令和元年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	-----	26 頁
○議案第 14 号 令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	-----	27 頁
○議案第 15 号 令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	-----	28 頁

○議案第16号	令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）-----	30頁
○議案第17号	令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）-----	31頁
○議案第18号	令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）-----	32頁
○議案第19号	令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）-----	33頁
	（議案第20号から議案第27号まで一括議題）-----	35頁
○議案第20号	令和2年度長万部町一般会計予算	
○議案第21号	令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第22号	令和2年度長万部町国民健康保険特別会計予算	
○議案第23号	令和2年度長万部町介護保険特別会計予算	
○議案第24号	令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計予算	
○議案第25号	令和2年度長万部町ガス事業会計予算	
○議案第26号	令和2年度長万部町水道事業会計予算	
○議案第27号	令和2年度長万部町病院事業会計予算	
○一般質問	村川議員 -----	35頁
	・「町職員による地区担当員制度」の運用は	
	柏倉議員 -----	38頁
	・東京理科大学学部変更に伴う町の対応は	
	・保健福祉政策について	
	北川議員 -----	43頁
	・新型コロナウイルス肺炎の感染拡大における長万部町の対応策は	
○休会の決定	-----	46頁
○散会宣告	-----	46頁

令和2年第1回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 2年 3月10日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 2年 3月10日（火） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡	正志	水道ガス課長	中里	博也
副町	長	佐藤	英代	出納室長	小川	洋
総務課長	本前	武広		消防長	中田	義之
まちづくり推進課長	加藤	慶一		病院事務長	田辺	知行
新幹線推進課長	岸上	尚生		教育長	近藤	英隆
税務課長	中山	裕幸		教育次長	岡野	喜美雄
町民課長	佐藤	剛		教育委員会事務局参事	佐藤	修
保健福祉課長	岡部	忠		選挙管理委員会書記長	本前	武広
健康推進室長	野澤	明子		監査事務局長	豊嶋	慎一
建設課長	神野	隆之				

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	豊嶋	慎一
議事係長	増田	理恵
議事係	工藤	大智

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明
日程第4	議案第1号	長万部町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第2号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第3号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号	長万部町手数料条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	長万部町公共牧場条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	長万部町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	長万部町都市公園条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第9号	長万部町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第13	議案第10号	渡島公平委員会規約の変更について
日程第14	議案第11号	議決の変更について
日程第15	議案第12号	令和元年度長万部町一般会計補正予算（第10号）
日程第16	議案第13号	令和元年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第14号	令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第15号	令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第16号	令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第17号	令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第18号	令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第19号	令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第20号	令和2年度長万部町一般会計予算
日程第24	議案第21号	令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	議案第22号	令和2年度長万部町国民健康保険特別会計予算
日程第26	議案第23号	令和2年度長万部町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第24号	令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第25号	令和2年度長万部町ガス事業会計予算
日程第29	議案第26号	令和2年度長万部町水道事業会計予算
日程第30	議案第27号	令和2年度長万部町病院事業会計予算
日程第31		一般質問

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回長万部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。監査委員から12月分、1月分の出納検査報告書および定期監査報告書が提出されました。また、渡島廃棄物処理広域連合議会議員からは会議結果報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関およびそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番大谷議員、7番高森議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月13日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から3月13日までの4日間に決定いたしました。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明

○議長（辻義雄） 日程第3、町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱の説明を行います。

お諮りいたします。町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明につきましては、新型コロナウイルス感染対策の一環として、今回に限り別紙配付のとおりでありますのでこれを省略

したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明につきましては省略することに決定いたしました。

◎議案第 1 号 長万部町印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 4、議案第 1 号長万部町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題いたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第 1 号長万部町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたため、条例の一部を改正するものであります。条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約し説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1 頁をご覧ください。第 2 条は登録の資格で、第 2 項第 2 号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げるものを除く。）」に改めます。

第 5 条は印鑑登録の制限で、第 2 項の「記録」を「記載」に改め、カッコ書きとして「法第 6 条第 3 項の規定により、磁気ディスクをもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。」を追加するものです。

第 6 条は印鑑の登録で、第 3 号の記載のカッコ書きについては、第 5 条に追加したため削除するものであります。

2 頁をご覧ください。第 7 号の「記録されている」を「記載されている」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 1 号長万部町印鑑条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第2号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、本年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入にあたり、地方公務員法第31条の規定に基づく服務の宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように、会計年度任用職員に関する例外規定を新たに設けるため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が変更する内容であります。

第2条は職員の服務の宣誓で、第2条に第2項として、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」を加えるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第3号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、議案第3号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用する法令名の変更等の所要の改正を行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文で、下線部分が改正する部分でございます。

新旧対照表をご覧ください。第6条2項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を改正後は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項」を、改正後は、「）第6条第1項」に改め、「前項の規定に従って弁明書が提出された」を改正後は、「正副二通の弁明書の提出があった」に改めるものであります。附則としてこの条例は、公布の日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第3号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 長万部町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第7、議案第4号長万部町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいま上程されました、議案第4号長万部町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

改正の手数料条例は都市計画法に基づく開発行為の許可申請等の審査手数料であり、北海道からの権限移譲により、平成16年4月1日から業務を行っているものであります。このたび、北海道庁の定期的な見直しによる適切な公費負担と受益者負担を反映し、手数料を改めるものであります。

条例の内容につきましては、議案に添付しております長万部町手数料条例新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

都市計画法第29条第1項または第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査で、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為につきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき1万5,600円を1万2,000円に、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき2万9,600円を2万6,000円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき5万2,900円を4万9,000円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき9万9,500円を9万6,000円に、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき14万6,200円を14万円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき1

9万2,800円を19万円に、2頁をご覧ください。6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき23万9,400円を24万円に、10ヘクタール以上のとき33万5,200円を33万円に改めます。

主として住宅以外の建築物で、自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建築の用に供する目的で行う開発行為につきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき2万300円を1万7,000円に、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき3万8,900円を3万5,000円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき7万6,200円を7万2,000円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき13万6,800円を13万円に、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき22万800円を22万円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき29万5,400円を29万円に、3頁をご覧ください。10ヘクタール以上のとき52万1,800円を52万円に改めます。

その他の開発行為につきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき9万9,500円を9万6,000円に、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき14万6,200円を14万円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき21万6,100円を21万円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき28万6,000円を28万円に、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき42万5,900円を42万円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき55万6,500円を55万円に、4頁をご覧ください。6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき71万5,000円を71万円に、10ヘクタール以上のとき95万700円を94万円に改めます。

都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査で、1件につきの手数料を合算したその金額95万700円を超えるときは95万700円を、94万円を超えるときは94万円に改めます。

主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計変更につきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき1,600円を1,200円に、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき3,000円を2,600円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき5,300円を4,900円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき1万円を9,600円に、5頁をご覧ください。1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき1万4,600円を1万4,000円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき1万9,300円を1万9,000円に、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき2万3,900円を2万4,000円に、10ヘクタール以上のとき3万3,500円を3万3,000円に改めます。

6頁をご覧ください。主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計変更につきまして、1件につきの手数料の額を、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき2,000円を1,700円に、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき3,900円を3,500円に、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき7,600円を7,200円に、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき1万3,700円を1万3,000円に、7頁をご覧ください。1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき2万2,100円を2万2,000円に、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき2万9,500円を2万9,000円に、10ヘクタール以上のとき5万2,200円を5万2,000円に改めます。

8 頁をご覧ください。その他の開発行為に関する設計変更につきまして、1 件につきの手数料の額を、開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満のとき 1 万円を 9,600 円に、0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき 1 万 4,600 円を 1 万 4,000 円に、0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき 2 万 1,600 円を 2 万 1,000 円に、0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき 2 万 8,600 円を 2 万 8,000 円に、9 頁をご覧ください。1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき 4 万 2,600 円を 4 万 2,000 円に、3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき 5 万 5,600 円を 5 万 5,000 円に、6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき 7 万 1,500 円を 7 万 1,000 円に、10 ヘクタール以上のとき 9 万 5,100 円を 9 万 4,000 円に改めます。

10 ページをご覧ください。主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更ににつきまして、1 件につきの手数料の額を、開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満のとき 1 万 3,000 円を 1 万 1,000 円に、0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき 2 万 7,000 円を 2 万 5,000 円に、0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき 5 万 300 円を 4 万 8,000 円に、0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき 9 万 7,000 円を 9 万 4,000 円に、11 頁をご覧ください。1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき 1 万 4 万 3,600 円を 1 万 4 万円に、3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき 1 万 9 万 200 円を 1 万 9 万円に、6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき 2 万 3 万 6,800 円を 2 万 3 万円に、10 ヘクタール以上のとき 3 万 3 万 100 円を 3 万 3 万円に改めます。

12 頁をご覧ください。主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更ににつきまして、1 件につきの手数料の額を、開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満のとき 1 万 7,700 円を 1 万 5,000 円に、0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき 3 万 6,300 円を 3 万 4,000 円に、0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき 7 万 3,600 円を 7 万 1,000 円に、0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき 1 万 3 万 4,300 円を 1 万 3 万円に、1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき 2 万 1 万 8,200 円を 2 万 2 万円に、13 頁をご覧ください。3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき 2 万 9 万 2,800 円を 2 万 9 万円に、6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき 3 万 6 万 7,400 円を 3 万 6 万円に、10 ヘクタール以上のとき 5 万 1 万 6,600 円を 5 万 1 万円に改めます。

その他の開発行為に関する都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更ににつきまして、1 件につきの手数料の額を、開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満のとき 9 万 7,000 円を 9 万 4,000 円に、14 頁をご覧ください。0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき 1 万 4 万 3,600 円を 1 万 4 万円に、0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき 2 万 1 万 3,500 円を 2 万 1 万円に、0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき 2 万 8 万 3,500 円を 2 万 8 万円に、1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき 4 万 2 万 3,300 円を 4 万 2 万円に、15 頁をご覧ください。3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき 5 万 5 万 3,900 円を 5 万 5 万円に、6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき 7 万 1 万 2,400 円を 7 万 1 万円に、10 ヘクタール以上のとき 9 万 4 万 5,600 円を 9 万 4 万円に改めます。

その他の変更につきましては、1 件につきの手数料の額を 1 万 1,900 円を 1 万 1,000 円に改めます。都市計画法第 41 条第 2 項のただし書きの規定に基づく建築の許可の申請に対する審査につきまして、1 件につきの手数料の額、5 万 2,700 円を 5 万円に改めます。

都市計画法第42条第1項のただし書きの規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査につきまして、1件につきの手数料の額3万1,700円を2万9,000円に改めます。

16頁をご覧ください。都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査につきまして、その他の場合、1件につきの手数料の額1万8,700円を1万9,000円に改めます。

都市計画法施行規則第60条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付につきまして、1件につきの手数料の額4,660円を4,700円に改めます。

附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行する。この条例による改正後の長万部町手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降の申請の受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第4号長万部町手数料条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 長万部町公共牧場条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第5号長万部町公共牧場条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第5号長万部町公共牧場条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、長万部公共牧場の維持管理経費が増加傾向にあることから、公共牧場の使用料を改定し、収支の均衡と財政負担の軽減を図るため、条例の一部改正するものであります。条例の改正内容につきましては、議案に添付しております長万部町公共牧場条例新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が変更する内容であります。

別表第7条関係中、区分町内の、月齢区分6か月以上14か月未満の210円を240円に、14か月以上の240円を270円に、授精牛の270円を300円に。区分町外の、月齢区分6か月以上14か月未満の230円を270円に、14か月以上の260円を300円に、授精牛の290円を330円に改めます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第5号長万部町公共牧場条例の一部を改正する条例の内容

であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号 長万部町営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 9、議案第 6 号長万部町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第 6 号長万部町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、民法改正に伴い個人の根保証は極度額を限度として責任を負うこと、また、極度額の定めのない保証契約は無効となることが規定され、これらの規定は住宅の賃貸借契約に基づく賃料や、損害賠償責務を保証する連帯保証人にも適用されることになることから、民法の改正に則し、条例の一部を改正するものであります。

なお、改正にあたり、連帯保証人に関する改正ならびに入居者に係る修繕費用負担の改正、公営住宅法および同施行令、同施行規則の改正に伴う条項の整理を併せて行うものであります。

条例改正の内容につきましては、議案に添付しております長万部町営住宅管理条例新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文、下線部分が変更する内容であります。

第 1 条中「並びに管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。」を「、整備及び管理に関し法及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びにこれらに基づく法令に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。」に改め、根拠法令の明確化を図ります。

第 5 条第 5 号中「第 3 項」を「第 4 項」に、「第 4 項」を「第 5 項」に改めるのは、対象法令の改正による条項の整理であります。

第 7 条中「明渡しに伴い」の次に「他の」を加えます。これは、対象を明確化するための文言整理であります。以降、関係する条文も同様に整理いたします。

2 頁をご覧ください。第 9 条第 5 項中「寡婦」の次に「(寡夫)」を加え、関係法令との整合性を図ります。

第 11 条第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人」を「規則で定める資格を有する連帯保証人」に改め、第 11 条の次に次の 1 条を加えます。

(連帯保証人)

第11条の2、連帯保証人は、入居者と連帯して、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を負担しなければならない。3頁をご覧ください。

2、前項の連帯保証人の負担は、規則で定める極度額を限度とする。

3、連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。

4、連帯保証人の請求があったときは、町長は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の支払状況や滞納金の額等に関する情報を提供しなければならない。

5、入居者が期限の利益を喪失したときは、町長は、連帯保証人に対し、その喪失を知ったときから2ヶ月以内にその旨を通知しなければならない。

これらにつきましては、民法改正に伴う連帯保証人の責任の範囲、および住宅管理者の責務を明示したものであります。

次に、第12条中「第10条」を「第11条」に改め、第13条中「第11条」を「第12条」に改めます。これらにつきましては省令の改正に伴う条項の整理であります。

4頁をご覧ください。第14条第3項の次に次の1項を加えます。

4、町長は、町営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の省令第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。この条文につきましては、入居者に毎年義務づけられている家賃決定のための収入申告の提出について、提出が困難な方々に対し、町が収入を調査した上で家賃の決定をできるものとするものであります。

次に、第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改めます。こちらも省令の改正に伴う条項の整理であります。

5頁をご覧ください。

第19条第3項を第19条第4項とし、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、第19条第4項を第19条第5項とし、第19条第2項の次に次の1項を加えます。

3、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。これらは、文言の整理と町の裁量により敷金を債務の弁済に充てることができる旨規定するものであります。

次に、第21条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、次

条の規定により入居者の負担とするものを除いて」に改めます。

6 頁をご覧ください。第 22 条第 4 号の全文を「その他町長が前各号に準ずるものと認める費用」に改めます。この改訂は住宅に付帯する施設の経年劣化による故障など、入居者の責めによらない本来町が負担すべき修繕に対しては町が負担することを明示したものであります。

次に、第 31 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」の次に「及び第 4 項」を加えます。これは今回の改正により本条例第 14 条に第 4 項が加えられたことによる条項の整理であります。以降、関係する条文も同様に整理いたします。また、同条第 2 項中「第 8 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加えるのは、政令の改正に伴う条項の整理であります。

次に、第 35 条第 1 項中「申込みをした者を」の次に「他の」を加えます。こちらも対象を明確化するための文言整理であります。

7 頁をご覧ください。第 36 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改めます。

第 37 条第 3 項中「第 37 条第 1 項」を「第 37 条第 2 項」に改めます。

8 頁をご覧ください。第 39 条中「第 14 条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、「第 11 条」を「第 12 条」に改めます。

次に、第 40 条見出し中「廃止による」の次に「他の」を加え、同条中「当該公営住宅の入居者を」の次に「他の」を、「第 14 条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、「第 11 条」を「第 12 条」に改めます。これらの改定は先ほどの対象の明確化のための文言整理と関係法令等の改正による条項の整理であります。

9 頁をご覧ください。第 42 条 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改めます。これは民法の改正により、それに準じた表記といたします。

次に、第 53 条中「第 14 条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、次の第 54 条中「第 67 条」を「第 66 条」に、「第 33 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」を「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」に改め、「第 14 条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加えます。

10 頁をご覧ください。第 63 条第 2 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改めます。これらにつきましても条項の整理であります。

附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 6 号長万部町営住宅管理条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号 長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 10、議案第 7 号長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第 7 号長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は民法改正に伴い、個人の根保証は極度額を限度として責任を負うこと、また、極度額の定めのない保証契約は無効となることが規定され、これらの規定は住宅の賃貸借契約に基づく賃料や、損害賠償責務を保証する連帯保証人にも適用されることから、民法の改正に則し、条例の一部を改正するものであります。

なお、改正にあたり、連帯保証人に関する改正、ならびに入居者に係る修繕費用負担の改正、その他条項および文言の整理を併せて行うものであります。

条例改正の内容につきましては、議案に添付しております、長万部町特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文、下線部分が変更する内容であります。

第 2 条第 3 号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「施行規則」という。）」を「省令」に改めます。この改定は同条第 2 号中、以下省令とされていることから適正化を図り改定するものであります。

第 11 条第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人」を「規則で定める資格を有する連帯保証人」に改め、第 11 条の次に次の 1 条を加えます。

（連帯保証人）

第 11 条の 2、連帯保証人は、入居者と連帯して、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を負担しなければならない。

2、前項の連帯保証人の負担は、規則で定める極度額を限度とする。2 頁をご覧ください。

3、連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。

4、連帯保証人の請求があったときは、町長は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の支払状況や滞納金の額等に関する情報を提供しなければならない。

5、入居者が期限の利益を喪失したときは、町長は、連帯保証人に対し、その喪失を知ったときから 2 ヶ月以内に、その旨を通知しなければならない。

これらにつきましては、民法改正に伴う連帯保証人の責任の範囲、及び住宅管理者の責務を明示したものであります。また、この条文が加えられることにより、第 12 条第 1 号及び第 2 号中「前条」を「第 11 条」に改めます。

3 頁をご覧ください。第 16 条第 1 項中「第 26 条」を「第 29 条」に改め、同条第 4 項中「第 25 条」を「第 28 条」に改めます。これらの改定につきましては、参照条文の適正化を図るものであります。

次に、第２２条第１項の次に次の１項を加えます。

２、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。これは、町の裁量により敷金を債務の弁済に充てることができる旨規定するものであります。また、この項を加えることにより、第２項を第３項とし、同項中「前項」を「第１項」に改めます。また、文言の整理として、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改めます。

４頁をご覧ください。第２項が加えられることにより、同条第３項を第４項に改めます。

第２３条第１項中「の修繕（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。）に要する費用は」を「及び共同施設の修繕に要する費用は、次条の規定により入居者の負担とするものを除いて」に、同条第２項中「入居者が」を「同項の規定にかかわらず、入居者は町長の選択に従い、」に改めます。この改訂は、住宅に付帯する施設の経年劣化による故障など、入居者の責めによらない本来町が負担すべき修繕に対しては町が負担することを明示するものであり、長万部町営住宅管理条例との整合性を図るものであります。

第２４条第２号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第４号とし、同条第１号の次に次の２号を加えます。

（２）汚物及びじんかいの処理に要する費用。

（３）共同施設又は給水施設及び污水处理施設の使用又は維持、運営に要する費用。

これらにつきましても負担の明確化および長万部町営住宅管理条例との整合性を図るため、加えるものであります。

５頁をご覧ください。

第３５条第２項中「同項各号」を「同項」に改めます。

第３８条第２項中「から第４項」を「及び第３項」に、「第４１条」を「第２９条」に改めます。これらにつきましても、参照条文の適正化を図るための改定であります。

附則として、この条例は令和２年４月１日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第７号長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号 長万部町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 11、議案第 8 号長万部町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第 8 号長万部町都市公園条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、公園の環境維持管理経費が増加する傾向にあることから、バンガロー使用料およびテントサイト使用料、ならびにパークゴルフ場使用料の値上げを行い、厳しい町の財政事情の中、歳入確保を目的として条例の一部改正を行うものであります。

なお、改正にあたって、パークゴルフ場使用料については、町民の健康増進の観点から、町内利用者の使用料の値上げは行わず、町外利用者の使用料のみの改正といたします。

条例改正の内容につきましては、議案に添付しております長万部町都市公園条例新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で右欄が現行条文、下線部分が変更する内容であります。

別表第 7（9 条関係）の 1、バンガロー及びテントサイト使用料につきまして、バンガロー 1 棟 5,000 円を 6,000 円に、テントサイト 1 泊大人 500 円を 600 円に、子供（小中学生）200 円を 300 円に。

2、パークゴルフ場使用料につきまして、1 日大人町外 500 円を 600 円に、子供（小中学生）町外 300 円を 400 円に、回数券大人町外 2,500 円を 3,000 円に、子供（小中学生）町外 1,500 円を 2,000 円に改めます。

附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 8 号長万部町都市公園条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号 長万部町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（辻義雄） 日程第 12、議案第 9 号長万部町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

加藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（加藤慶一） ただいま上程されました、議案第9号長万部町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由をご説明いたします。

本計画は平成28年3月に議決をいただき、その計画期間は平成28年度から令和2年度までの5年間となっております。この計画期間内において、事業の追加などの変更が生じる場合は過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、あらかじめ北海道知事との協議後当該町議会の議決が必要となります。今回の計画変更では、財源に交付税措置のある過疎債申請のため、認定こども園整備事業を本計画変更に追加するもので、令和2年1月27日付で北海道知事より異議がない旨の通知をいただきましたので、今定例会に提案するものであります。変更の内容につきましては、議案に添付しております長万部町過疎地域自立促進市町村計画変更一覧表によりご説明いたします。

変更一覧表をご覧ください。左欄2列が、左より区分、変更後で、右欄が変更前となっております。下線部分が変更する内容であります。

区分の4、高齢者等の保健および福祉の向上および増進に事業名として、（4）認定こども園および施設名として認定こども園を追加し、事業内容に認定こども園整備事業を、事業主体を学校法人として追加するものであります。

以上が提案理由であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 渡島公平委員会規約の変更について

○議長（辻義雄） 日程第13、議案第10号渡島公平委員会規約の変更についての件を議題いたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第10号渡島公平委員会規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、共同設置する機関等は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同設置に関する規約を変更し、または共同設置を廃止しようとするときは、組織団体の各町村議会での規約の変更等が必要であります。このたび山越郡衛生処理組合が脱退することから提案するもので、内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表中、山越郡衛生処理組合を削るもので、附則として、この規約は令和2年4月1日から施行

するというものであります。

以上がただいま上程されました、渡島公平委員会規約の変更についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号 議決の変更について

○議長（辻義雄） 日程第 14、議案第 11 号議決の変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 11 号議決の変更につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの変更につきましては、平成 30 年 5 月 11 日に議決をいただきました、建設工事委託に関する協定締結について、工事完了前に設計変更等に係る費用が減となり、契約金額が減額変更となることから、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に準じまし、議会の議決を求めるものでございます。

議決変更の内容につきましては、議案に添付しております議決の変更新旧対照表により、ご説明をいたします。表の左欄が変更後で、右欄が変更前で、下線部分が変更する内容でございます。

議決事項中、契約金額 7 億 3,200 万円を、6 億 8,400 万円に改めるものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第 11 号議決の変更についての提案理由と内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

10分まで休憩いたします。

10時59分 休憩

11時10分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号 令和元年度長万部町一般会計補正予算（第10号）

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第12号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第12号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第10号）について、その内容をご説明いたします。今回の補正の主なものは、各種事務事業等の終了による執行経費をはじめ、物件費等の不用額や歳入を精査し生じた財源を後年度以降の財源とするため、財政調整基金に積立てするもので、歳入歳出に172万7,000円を追加し、補正後の予算総額を53億7,128万円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

議会費は60万円の減額で、議員期末手当や旅費等の執行残を整理いたしました。

総務費は1億435万2,000円の追加であります。一般管理費は1億4,104万4,000円の追加で、このうち減額となるものは、給料が89万円の減額、職員手当等が21万4,000円の減額、共済費が317万7,000円の減額で、職員の休職や扶養親族の異動などに伴う減額であります。以下、他の科目における人件費についても、同様の理由により整理いたしました。需用費は220万円の減額で、内訳は印刷費が90万円の減額、燃料費が100万円の減額、電気料が30万円の減額であります。役務費は100万円の追加で通信費、委託料は31万円の減額、使用料及び賃借料は20万6,000円の減額、負担金・補助及び交付金は22万6,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。積立金は1億4,726万7,000円の追加で、各基金の利息の整理のほか、今回の補正に伴う歳出不用額と歳入を精査し、一般財源を後年度以降の財源調整とするため財政調整基金に積立するものであります。なお、この積立てをした後の財政調整基金残高見込額は8億7,696万5,000円となります。

文書広報費6万円の減額は需用費で、広報の印刷費を整理いたしました。

財産管理費は145万7,000円の減額であります。委託料、使用料及び賃借料、公有財産購入費は、それぞれ執行残を整理いたしました。

企画費は1,820万5,000円の減額であります。報酬104万8,000円の減額は、まちづくり推進会議委員に係るもの、賃金423万6,000円の減額は、地域おこし協力隊員およびふるさと納税事務に係る臨時事務員の賃金を整理いたしました。報償費7万1,000円の減額は講師謝礼、需用費32万円の減額は消耗品費で、シャクシャインロード事業に係る執行残の整理であります。委託料75万円の減額、使用料及び賃借料158万円の減額は、地域おこし協力隊員募集関連経費等の執行残であります。負担金・補助及び交付金は1,016万8,000円の減額で、北海道新幹線建設費負担金等を整理いたしました。積立金3万2,000円の減額は、各基金の利息の整理であります。歳入では、15道支出金、UIJターン新規就業支援事業で75万円の減額、

18繰入金、生活交通確保対策基金繰入金で70万4,000円の減額、20町債、総務債、新幹線対策債で720万円の減額であります。

電子計算費は25万9,000円の減額で、内訳は、使用料及び賃借料15万円の減額はクラウド型システム使用料の執行残、備品購入費10万9,000円の減額は情報系サーバの見積合わせによる執行残を整理いたしました。

交通安全対策費は27万8,000円の減額で、需用費17万円の減額の内訳は、消耗品費が10万円の減額、修理費が7万円の減額、工事請負費は10万8,000円の減額で道路区画線工事の執行残であります。ガス・温泉管理費は107万円の減額で、需用費、役務費について、それぞれ執行残を整理いたしました。

防災防犯諸費は1,075万2,000円の減額であります。報酬8万円の減額は、各種協議会の開催案件がなかったことによる減額。需用費は21万8,000円の減額で、内訳は、消耗品費が11万8,000円の減額、電気料が10万円の減額であります。委託料8万8,000円の減額および工事請負費1,008万7,000円の減額は、デジタル同報無線システム整備に係る執行残を整理いたしました。歳入では、15道支出金、総務費道補助金、災害時備蓄品整備事業で10万円の減額、20町債、総務債、防災設備整備債で1,020万円の減額であります。

備品購入費は27万9,000円の減額で、見積合わせによる執行残を整理いたしました。

税務総務費は10万8,000円の減額で、人件費の整理。賦課徴収費は19万円の減額で、需用費26万円の減額、役務費9万円の減額、委託料14万円の減額は執行残、償還金・利子及び割引料30万円の追加は、過年度分過誤納還付金であります。

2頁をご覧ください。戸籍住民基本台帳費は6万6,000円の追加で、内訳は、理科大生に係るデータ入力委託が14万6,000円の減額、個人番号カード等業務委託が21万2,000円の追加であります。歳入では、14国庫支出金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事業で21万2,000円を計上いたしました。

参議院議員選挙費は86万2,000円の減額、知事道議選挙費は118万4,000円の減額、町議選挙費は180万3,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。歳入では、14国庫支出金、総務費国庫委託金、参議院議員選挙が113万円の追加、15道支出金、総務費道委託金、知事道議選挙で71万3,000円の減額であります。

統計調査総務費は43万円の減額で、各種統計調査員の報酬を整理いたしました。歳入では、15道支出金、総務費道委託金、統計で歳出同額の43万円の減額であります。

監査委員費10万円の減額は旅費で、普通旅費を整理いたしました。

民生費は5,697万5,000円の減額であります。社会福祉総務費は739万6,000円の減額で、職員手当等は36万7,000円の減額、共済費は6万9,000円の減額。負担金・補助及び交付金36万9,000円の減額は、多子世帯保育料等軽減補助であります。歳入では、20町債、民生債、子育て支援対策事業債で160万円を計上いたしました。

繰出金659万1,000円の減額は国民健康保険特別会計繰出金で、基盤安定負担金・国保財政安定支援事業に係る人件費、物件費の精算分を整理いたしました。歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、国民健康保険税軽減費で16万円の減額、15道支出金、民生費道負担金、国民健康保険税軽減費で205万7,000円の減額であります。

福祉センター費は67万円の減額で、需用費、工事請負費の執行残を整理いたしました。

老人福祉総務費は368万2,000円の減額であります。需用費15万円の減額は修理費の執行残、委託料147万6,000円の減額は、介護予防・生きがい活動支援事業委託などの執行残、負担金・補助及び交付金27万6,000円の減額は、地域敬老会補助が23万円の減額、公衆浴場敬老の日補助が4万6,000円の減額、扶助費177万7,000円の減額は、社会福祉施設入所者措置などの執行残であります。歳入では、12分担金及び負担金、民生費負担金、老人福祉費負担金で10万円を減額いたしました。

積立金は3,000円の減額で、地域福祉基金に係る利息の整理であります。

老人福祉費221万5,000円の追加は介護保険特別会計繰出金で、低所得者保険料軽減繰入金等の確定によるものであります。歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金で290万6,000円の追加、15道支出金、民生費道負担金、低所得者保険料軽減負担金で145万3,000円を計上いたしました。

地域会館等管理費は83万3,000円の減額であります。需用費42万円の減額は、物件費に係る所要見込額の整理、工事請負費41万3,000円の減額は、陣屋生活館修繕工事に係る執行残を整理いたしました。心身障害者特別対策費は550万9,000円の減額で、役務費12万4,000円の減額は調査支払手数料、委託料18万5,000円の減額は地域生活支援事業委託、扶助費600万円の減額は重度心身障害者医療費の執行残の整理であります。歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、自立支援給付が863万8,000円の減額、民生費国庫補助金、地域生活支援事業が5万3,000円の減額。14道支出金、民生費道負担金、自立支援給付が431万9,000円の減額、民生費道補助金、地域生活支援事業が26万3,000円の減額、重度心身障害者医療費が100万円の減額、重度心身障害者医療費事務費が11万1,000円の減額、19諸収入、雑入、重度心身障害者医療費が460万円の減額であります。負担金・補助及び交付金80万円の追加は、八雲町子ども発達支援センター事業負担金で、利用実績の増によるもの。ひとり親家庭福祉費、扶助費は162万円の減額で執行残を整理いたしました。歳入では、15道支出金、民生費道支出金、ひとり親家庭等医療費で28万5,000円の減額、19諸収入、雑入、ひとり親家庭等医療費で75万円の減額であります。

後期高齢者医療費は1,823万2,000円の減額であります。負担金・補助及び交付金1,708万4,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金で、負担金決定通知によるもの。繰出金114万8,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金で、前年度精算分を整理いたしました。歳入では、15道支出金、民生費道負担金、後期高齢者医療保険料軽減費で10万5,000円の減額であります。

老人福祉センター施設費は44万5,000円の減額で、需用費、委託料の執行残を整理いたしました。

3頁をご覧ください。児童福祉総務費は560万7,000円の減額で、報酬7万3,000円の減額、役務費13万4,000円の減額は執行残、扶助費540万円の減額は乳幼児等医療費の減によるものであります。歳入では、12分担金及び負担金、民生費分担金、保育所分担金で245万7,000円の減額、15道支出金、民生費道補助金、乳幼児等医療費131万5,000円の減額、乳幼児等医療費事務費5万7,000円の減額。19諸収入、雑入、乳幼児等医療費25万円の減額、20町債、民生債、乳幼児等医療費助成事業債で200万円の減額であります。

児童措置費は1,519万6,000円の減額であります。職員手当等は16万1,000円の減

額、賃金543万円の減額、需用費18万円の減額、委託料50万6,000円の減額は執行残の整理。負担金・補助及び交付金41万9,000円の減額は、内訳が、幼稚園等施設型給付負担金が100万円の追加で途中入所者の増によるもの。子育てのための施設等利用給付負担金が141万9,000円の減額で、利用者数の減によるものであります。扶助費850万円の減額は児童手当で、対象者の減による不用額を整理いたしました。歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、児童手当で424万1,000円の減額、15道支出金、民生費道負担金、児童手当で137万8,000円の減額であります。

衛生費は887万4,000円の減額であります。保健衛生総務費は131万3,000円の減額で、人件費を整理いたしました。

予防費は1,177万4,000円の減額で、賃金219万1,000円の減額は、臨時栄養士の応募がなかったことによるもの。委託料874万8,000円の減額は各種健診の執行残。その他、備品購入費、扶助費に係る執行残を整理いたしました。歳入では、14国庫支出金、衛生費国庫負担金、緊急風しん抗体検査等事業で13万円の追加。15道支出金、衛生費道補助金、地域自殺対策強化事業で83万1,000円を計上いたしました。

環境衛生費は193万1,000円の減額であります。賃金50万1,000円の減額は、葬斎場管理人賃金、需用費53万円の減額は物件費、負担金・補助及び交付金90万円の減額は合併処理浄化槽設置補助の執行残であります。歳入では、14国庫支出金、衛生費国庫補助金、合併浄化槽整備で26万4,000円を減額いたしました。

公害対策費、委託料は12万2,000円の減額で水質検査委託等の執行残を整理いたしました。

清掃総務費、負担金・補助及び交付金は257万2,000円の減額で、渡島廃棄物処理広域連合負担金の確定によるものであります。ごみ処理費は483万7,000円の減額であります。報酬9万1,000円の減額は、廃棄物減量等推進審議会の開催回数の減によるもの、その他、需用費、委託料について執行残を整理いたしました。歳入では、15道補助金、衛生費道補助金、海岸漂着物対策事業208万4,000円を減額いたしました。

し尿処理施設費、負担金・補助及び交付金は2,632万5,000円の減額で、山越郡衛生処理組合負担金が136万円の減額、汚水処理施設共同整備事業負担金が2,496万5,000円の減額で、ともに負担金額の確定によるものであります。歳入では、20町債、衛生債、汚水処理施設整備債で2,400万円を減額いたしました。

病院事業費、繰出金4,000万円の追加は病院事業会計繰出金で、収支不足分であります。

農林水産業費は1,774万4,000円の減額であります。農業総務費は24万9,000円の減額で、人件費を整理いたしました。農地費は366万円の減額であります。需用費25万円の減額は修理費、負担金・補助及び交付金341万円の減額は、内訳が、静狩地区道営農道整備事業負担金が345万9,000円の減額、長万部中部地区道営草地整備事業負担金が4万9,000円の追加で、事業費確定に伴い整理いたしました。歳入では、12分担金及び負担金、農林水産業費分担金、道営草地整備事業分担金で55万4,000円の追加、15道支出金、農林水産業費道補助金、道営草地整備事業で24万円の減額、20町債、農林水産業債、農道整備債で350万円の減額、草地整備債で20万円の減額であります。林業振興費は800万8,000円の減額であります。委託料は223万6,000円の減額、工事請負費は559万1,000円の減額、負担金・補助及び交付金は18万2,000円の減額で、いずれも事業確定による執行残を整理いたしました。

歳入では、１５道支出金、農林水産業費道補助金、森林病虫害等防除事業で９,０００円の減額、林業振興事業で２９１万４,０００円の減額、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業で１０９万５,０００円の減額、１８繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で９２万５,０００円の減額であります。積立金は１,０００円の追加で、森林環境譲与税基金に係る利息を整理いたしました。分収造林事業費は１４６万９,０００円の減額で、工事請負費１３７万２,０００円の減額は、事業費の確定及び入札によるもの、その他、物件費にかかる執行残を整理いたしました。歳入では、１９諸収入、雑入、分収造林収入で１１０万４,０００円の減額であります。

水産基盤整備費、負担金・補助及び交付金４１５万４,０００円の減額は、水産基盤整備事業地元負担金の確定によるものであります。歳入では、２０町債、農林水産業債、水産基盤整備債で６８０万円を減額いたしました。水産物流通加工基盤強化対策費は２１０万７,０００円の追加で、役務費４万３,０００円の減額は執行残の整理、委託料は２１５万円の追加で、内訳は、水産廃棄物リサイクル施設維持管理運営委託が２５０万円の追加、廃棄物処理委託が３５万円の減額であります。歳入では、１３使用料及び手数料、水産廃棄物処理手数料で６５０万円の減額であります。アイヌ農林漁業対策事業費、負担金・補助及び交付金２３１万１,０００円の減額は、ホタテ稚貝籠等導入事業補助で、事業費確定によるものであります。歳入では、１５道支出金、アイヌ農林漁業対策事業で歳出同額の２３１万１,０００円を減額いたしました。

商工費は７４７万９,０００円の減額であります。商工振興費は７１６万４,０００円の減額で、役務費１７万５,０００円の減額は通信費、委託料１１万２,０００円の減額は、プレミアム付商品券事業に係るもの。負担金・補助及び交付金は６８７万７,０００円の減額で、内訳は、プレミアム付商品券事業補助が５７７万７,０００円の減額、商工会運営費補助が１００万円の減額、中小企業特別融資資金貸付利子補助が１０万円の減額であります。歳入では、１４国庫支出金、商工費国庫補助金、プレミアム付商品券事業で６０６万５,０００円の減額であります。

多目的活動センター施設費３１万５,０００円の減額は、需用費の執行残を整理いたしました。

４頁をご覧ください。土木費は５,１２８万７,０００円の減額であります。道路橋梁総務費、委託料５８万円の減額は、地籍図修正委託等の執行残の整理。道路橋梁維持費は３,４４４万５,０００円の減額で、委託料５４３万１,０００円の減額は測量調査設計委託、工事請負費７８３万１,０００円の減額は知岱橋修繕工事外、備品購入費２,００９万５,０００円の減額はロータリー除雪車で、その他、物件費に係る執行残を整理いたしました。歳入では、１４国庫支出金、土木費国庫補助金、橋梁長寿命化修繕事業で８２７万５,０００円の減額、除雪事業で１,４５２万１,０００円の減額。２０町債、土木債、橋梁整備債で２５０万円の減額、除雪機械導入債で１,３２０万円の追加であります。河川維持費、工事請負費は５５万６,０００円の減額で執行残の整理であります。

都市計画総務費は３１９万４,０００円の減額であります。報酬３万７,０００円の減額は、都市計画審議会の開催回数の減によるもの、委託料３１５万７,０００円の減額は、都市計画マスタープラン調査検討業務委託等の執行残。

公共下水道費、繰出金は７９５万３,０００円の減額で、公共下水道事業特別会計繰出金であります。

公園費は２６２万円の減額であります。賃金は９１万７,０００円の減額で、途中退職等によるもの。需用費から工事請負費までは、それぞれ入札や見積合わせによる減額のほか、物件費に係る執行残を整理いたしました。

住宅管理費は113万1,000円の減額で、入札による減額のほか、物件費に係る執行残を整理いたしました。住宅建設費、委託料は80万8,000円の減額で、計画策定委託等、執行残を整理いたしました。

消防費は41万3,000円の減額であります。常備消防費は34万1,000円の減額で、人件費の整理のほか、旅費、需用費の執行残を整理いたしました。消防施設費、需用費5万円の追加は物件費で、年度末までの所要額を見込み計上いたしました。訓練大会諸費、旅費12万2,000円の減額は費用弁償で、大会出場人数の減によるものであります。

教育費は4,597万4,000円の減額であります。事務局費は100万9,000円の減額で、共済費18万円の減額は社会保険料。賃金69万円の減額は、内訳が、学校適応指導専門員が29万円の減額、特別支援教育支援員が40万円の減額。委託料13万9,000円の減額は教職員健康健診であります。

小学校費、学校管理費は157万円の減額であります。需用費は77万円の減額で、印刷費などの物件費。委託料は19万9,000円の減額で、各種検査等委託。工事請負費は60万1,000円の減額で、長万部小学校ガラスブロック取替工事外、執行残の整理であります。小学校費、教育振興費は57万3,000円の減額であります。備品購入費は10万3,000円の減額。扶助費47万円の減額は、内訳が、要保護・準要保護児童が28万円の減額、特別支援学級児童が19万円の減額であります。

中学校費、学校管理費は5,587万5,000円の追加であります。需用費310万円の減額は物件費の執行残。委託料は179万3,000円の減額で、スクールバス運行委託87万9,000円の減額のほか、施設管理委託の執行残を整理いたしました。工事請負費は6,098万4,000円の追加は、長万部中学校校舎暖房用ボイラー改修工事であります。歳入では、14国庫支出金、教育費国庫補助金、学校施設環境改善事業で2,022万2,000円。教育債、学校教育施設整備債で4,070万円を計上いたしました。なお、本事業につきましては、令和2年度に繰り越して実施いたします。備品購入費21万6,000円の減額は、石油ストーブ購入に係る執行残の整理であります。中学校費、教育振興費は75万4,000円の減額で、教材備品などのほか、中体連等競技大会参加補助金、要保護・準要保護生徒などに係る扶助費の執行残を整理いたしました。

社会教育総務費は86万円の減額であります。報酬4万円の減額は社会教育委員に係るもの、委託料82万円の減額は、社会教育事業委託等、執行残を整理いたしました。学習文化センター施設費は40万円の減額で、物件費の執行残を整理いたしました。

保健体育総務費は102万円の減額、ファミリースポーツセンター施設費は23万円の減額で、それぞれ執行残の整理であります。

5頁をご覧ください。青少年会館施設費は34万円の減額で、需用費および工事請負費の執行残を整理いたしました。海洋センター施設費は98万円の減額で、プール監視員の賃金のほか、物件費の不用額を整理いたしました。

町民体育館施設費5万円の減額は需用費で、執行残の整理であります。

学校給食センター費は211万5,000円の減額であります。需用費180万円の減額は、給食材料や燃料費等の執行残の整理。委託料31万5,000円の減額は、給食配送業務委託等の執行残を整理いたしました。歳入では、12分担金及び負担金、教育費負担金で46万円の減額。高等学校給食費負担金で24万円の減額であります。公債費は479万5,000円の減額でありま

す。元金30万4,000円の追加は、利率見直しによる償還元金の変更によるもの。利子509万9,000円の減額は、平成30年度借入分の利率確定により不用額を整理いたしました。諸支出金、ガス事業費は43万2,000円の減額で、ガス事業会計繰出金であります。

1頁にお戻りください。次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は、省略させていただきます。

町税は、4,680万円の追加であります。個人町民税は、現年課税分が漁業者所得額の増などにより2,700万円の追加。滞納繰越分が150万円の減額であります。固定資産税は、新築家屋および償却資産の増加に伴い2,200万円の追加。滞納繰越分が70万円の減額であります。

軽自動車税、現年課税分は、環境性能割への科目変更に伴い12万円の減額。環境性能割、現年課税分は、軽自動車税からの科目変更に伴い12万円の追加であります。使用料及び手数料は658万2,000円の減額であります。土木使用料、パークゴルフ場使用料7万5,000円の減額、民生手数料、入浴サービス手数料7,000円の減額は、それぞれ、利用状況等を精査し整理いたしました。国庫支出金は1,628万5,000円の減額であります。

教育費、国庫補助金、特別支援学級児童生徒は6万8,000円の減額で、対象者の減によるものであります。

2頁をご覧ください。民生費国庫委託金、国民年金事務140万円の追加は低所得者支援給付金事務取扱に係る事務費の増によるものであります。道支出金は1,947万9,000円の減額であります。

農林水産業費道補助金、農業委員会19万4,000円の減額および農地利用最適化交付金3万3,000円の減額は、交付額確定によるものであります。

3頁をご覧ください。財産収入は146万円の追加であります。財産貸付収入、土地貸付収入39万7,000円の追加は、実績を考慮し整理いたしました。利子及び配当金は、配当金が3万2,000円の追加、利子が11万7,000円の減額で、それぞれ額の確定によるものであります。物品売払収入512万7,000円の追加は、町有林伐採木および分収造林木販売に伴う計上であります。生産物売払収入8万7,000円の追加は、天然ガス売払代金に係るもの。不動産売払収入、立木売払収入は406万6,000円の減額で、町有林立木の売払予定地が、新幹線工事の残土受入地として検討の対象となったことから、減額となるものであります。諸収入は585万5,000円の減額であります。宝くじ交付金収入17万2,000円の追加は、交付額の確定によるもの。雑入、給食サービス食事代実費5万円の減額、高速道路救急業務支弁金46万7,000円の減額、農地中間管理事業14万6,000円の減額、いきいきふるさと推進事業助成金134万円の追加は、事業の確定や年度末を見込んで整理いたしました。

町債は600万円の追加であります。総務債、低公害車導入債は230万円の減額、公共施設解体事業債は290万円の追加。民生債、高齢者等交通移動手段確保対策事業債は180万円の追加。農林水産業債、林道整備債は10万円の減額で、それぞれ事業等の確定により整理いたしました。

次に、補正予算書の5頁をご覧ください。第2表は、繰越明許費であります。款、教育費、項、中学校費、事業名、長万部中学校校舎暖房用ボイラー改修事業、金額6,098万4,000円以内を令和2年度に繰越して使用するというものであります。

第3表は、地方債補正であります。地方債の追加は、起債の目的、公共施設解体から学校教育施設整備まで4項目で、限度額の合計は5,880万円、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載

のとおりであります。地方債の変更は、起債の目的、新幹線対策から高等学校教育環境整備まで12項目で、変更前の総額5億5,510万円を、変更後の総額5億230万円に5,280万円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上が令和元年度長万部町一般会計補正予算（第10号）の内容であります。なお、譲与税等の決定は、例年どおり年度末となる見込みのため、専決処分で対応したいと考えておりますので、あらかじめご承知おき願います。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費18頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費18頁から24頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、25頁から27頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、27頁から29頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、30頁から31頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、32頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、32頁から34頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、34頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、35頁から38頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に公債費、38頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸支出金、38頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに町税7頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に分担金・及び負担金、8頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に使用料及び手数料、8頁から9頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金、9頁から11頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、11頁から13頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、１４頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰越金、１５頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、１５頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、１６頁から１７頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に５頁をご覧ください。第２表繰越明許費を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に６頁をご覧ください。第３表地方債補正を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号 令和元年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（辻義雄） 日程第１６、議案第１３号令和元年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第１３号令和元年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ１１２万６、０００円を減額し、補正後の予算総額を９、９４０万８、０００円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金１１２万６、０００円の減額は、事務費負担金の確定により７５万円の減。保険料等負担金３７万６、０００円の減により減額するものであります。

次に歳入についてご説明いたします。後期高齢者医療保険料は、９２万７、０００円の減額であります。特別徴収保険料現年度分、特別徴収保険料６５万２、０００円、普通徴収保険料現年度分、普通徴収保険料２７万５、０００円の減額は、被保険者の減少によるものであります。

繰入金は１１４万８、０００円の減額であります。事務費繰入金１００万７、０００円、保険基盤安定繰入金１４万１、０００円の減額は、いずれも額の確定によるものであります。繰越金９４万

9,000円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第13号令和元年度長万部町後期高齢者医療会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第17、議案第14号令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第14号令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ4,634万1,000円を減額し、補正後の予算総額を8億2,314万6,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。総務費は、43万2,000円の追加であります。一般管理費、委託料69万9,000円の追加は、国保システム改修委託でオンライン資格確認等の導入に伴う追加であります。運営協議会費、報酬6万7,000円の減額は、運営協議会回数の減によるものであります。保険税収納率向上対策費、職員手当等15万円の減額は、時間外勤務手当の減、旅費5万円の減額は執行残であります。

保険給付費は、3,534万円の減額であります。負担金補助及び交付金で、一般被保険者療養給付費2,700万円、一般被保険者高額療養費300万円、出産育児一時金504万円、葬祭費30万円の減額は、いずれも給付費および件数の減による減額であります。

国民健康保険事業費給付金は1,154万5,000円の減額であります。負担金補助及び交付金で、一般被保険者医療給付費分625万1,000円、退職被保険者等医療給付費分6万3,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分308万4,000円、退職被保険者等後期高齢者支援金等分1万8,000円、介護納付金分212万9,000円の減額は、北海道への国保事業費納付金の確定により、減額するものであります。諸支出金、保険給付費等交付金償還金、償還金利子及び割引料11万2,000円の追加は、平成30年度分道補助金特別交付金の特定健康検査等負担金

の確定による返還金であります。

次に、歳入についてご説明いたします。国民健康保険税は、５２５万円の追加であります。一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分６００万円、後期高齢者支援金分、現年課税分２００万円、介護納付金分、現年課税分９０万円といずれも増額で、世帯所得割の増により賦課額決定によるものであります。医療給付費分、滞納繰越分２５０万円、後期高齢者支援金分、滞納繰越分９０万円、介護納付金分、滞納繰越分２５万円といずれも減額で、滞納未収金の徴収減によるものであります。

道支出金は、４，５６９万９，０００円の減額であります。普通交付金３，１９８万円の減額は、保険給付費の減額によるものであります。特別交付金１，３７１万９，０００円の減額は、特別調整交付金の減額によるものであります。繰入金、一般会計繰入金６５９万１，０００円の減額は、出産育児一時金等の減により、減額するものであります。国庫支出金、番号制度システム整備費補助金、番号制度システム整備６９万９，０００円の追加は、国保システム改修委託料と同額の追加であります。

以上が、議案第１４号令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の提案内容であります。なお、交付金等は年度末に決定されるため、出納閉鎖時点において財源不足が生じた場合は、財源補てんのための繰上充用の手続が必要となります。その際には専決処分により措置してまいりたいと考えておりますので、お含み置きお願いいたしますと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。３頁から８頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号 令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（辻義雄） 日程第１８、議案第１５号令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第１５号令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）の予算内容についてご説明いたします。

今回の補正は、保険料の確定賦課、補助金等の額の確定および年度末までの予算執行を見越しての補正であります。歳入歳出にそれぞれ４，８００万３，０００円を追加し、補正後の予算総額を８

億6,700万4,000円とするものであります。内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

1 総務費は195万7,000円の減額であります。一般管理費、委託料58万3,000円の追加は、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託で、備品購入費18万2,000円の減額は、パソコン購入執行残。認定調査等費、報酬80万円の減額は、嘱託介護認定調査員による認定調査件数の減。役務費105万円の減額は、主治医意見書作成件数および指定医検査件数の減。委託料35万円の減額は、介護認定調査委託件数の減。委員会費、報酬15万8,000円の減額は、高齢者介護・保健福祉推進委員会の会議開催回数の減によるものであります。

2 保険給付費は、5,160万円の追加であります。地域密着型サービス給付費、負担金・補助及び交付金800万円の減。施設介護サービス給付費、負担金・補助及び交付金5,700万円の追加。住宅改修費、負担金・補助及び交付金140万円の減額。サービス計画給付費、負担金・補助及び交付金200万円の減額。高額サービス費、負担金・補助及び交付金100万円の追加。特定入所者サービス等費、負担金・補助及び交付金500万円の追加は、それぞれ年度末までのサービス給付費等の所要額を見込み、追加または減額するものであります。

これら保険給付費に対応する歳入は、1 保険料、第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料282万9,000円の追加、現年度分普通徴収保険料207万5,000円の減額、4 国庫支出金、介護給付費負担金、現年度分10万3,000円の追加、調整交付金、現年度分138万8,000円の追加、地域支援事業費交付金、現年度分75万8,000円の追加、事業費補助金、介護保険事業補助金38万8,000円の追加、5 支払基金交付金、介護給付費交付金、現年度分1,018万6,000円の追加、地域支援事業交付金、現年度分92万9,000円の減額、6 道支出金、介護給付費負担金、現年度分636万9,000円の追加、地域支援事業交付金、現年度分35万6,000円の追加を計上いたしました。

歳出に戻ります。3 地域支援事業費は164万円の減額であります。包括的支援・任意事業費、報酬43万5,000円の減額は、生活支援体制整備事業協議体会議開催回数の減。職員手当等15万円の減額は時間外勤務手当の減。報償費7万5,000円の減額は講師派遣回数の減。旅費10万円の減額は普通旅費で出張の減。委託料60万円の減額の内訳は、地域包括支援センター事務委託30万円、介護予防サービス計画作成委託5万円、配食サービス事業委託20万円、徘徊高齢者位置情報確認事業委託5万円を、それぞれ減額するものであります。負担金・補助及び交付金28万円の減額は成年後見人報酬負担金で、利用者の減によるものであります。

次に、歳入について説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。8 繰入金は2,863万円の追加であります。一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金581万2,000円の追加は、先ほど一般会計で補正させていただきました低所得者保険料軽減繰出金を繰り入れするものであります。その他一般会計繰入金359万7,000円の減額は、歳出で減額した総務費195万7,000円および地域支援事業費164万円を、一般会計繰入金から減額するものであります。介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金2,641万5,000円の追加は、今回の補正で不足する保険給付費の財源を基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。取り崩し後の当基金積立残高見込額は4,784万9,339円となります。

以上がただいま上程されました、令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。４頁から９頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

午後１時まで休憩します。

１２時００分 休憩

１３時００分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１６号 令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（辻義雄） 日程第１９、議案第１６号令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第１６号令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ６，２１１万８，０００円を減額し、補正後の予算総額を７億２，２２５万８，０００円とするものでございます。

はじめに、歳出からご説明をいたします。下水道費は６，１３２万４，０００円の減額で、内訳の各項目の予算執行残を減額するものでございます。まず、一般管理費の委託料は、下水道認可変更業務及びストックマネジメント計画策定業務委託料分で２０４万２，０００円、負担金・補助及び交付金は検満メーター負担金の確定分で６４万４，０００円、公課費は消費税確定分で４１９万８，０００円をそれぞれ減額するものでございます。同じく管渠管理費の需用費は電気料金分で１２万円を、委託料は下水道台帳図修正及び下水道管渠清掃業務委託料分で２８万１，０００円、工事請負費は管路施設移設事業分で３００万円をそれぞれ減額するものでございます。同じく終末処理場管理費の備品購入費は、発電機、温水高圧洗浄機およびジェットヒーター購入費の執行残３０３万９，０００円を減額するものでございます。汚水処理施設共同整備費の工事請負費は、このたびの建設工事委託に関する協定の変更に伴い４，８００万円を減額するものでございます。公債費は７９万４，０００円の減額で、起債利子及び一時借入金利子にかかる減額でございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。国庫支出金の２，６２０万円の減額は、歳出の下水道費で、汚水処理施設共同整備費工事請負費等の国庫補助対象経費の減額に伴うものでございます。

次に、繰入金の７９５万３，０００円の減額は、一般会計繰入金を歳入歳出の補正に伴い、減額

するものでございます。諸収入の2,796万5,000円の減額も、歳出予算に関する減額に伴い、受託事業収入の汚水処理施設共同整備事業で2,496万5,000円、雑入の管路施設移設事業で300万円を減額するものでございます。

以上が、令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第20、議案第17号令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第17号令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。今回の補正につきましては、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正でございます。

はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に241万8,000円を追加し、補正後の支出予定額を1億3,537万8,000円に改めるものでございます。内訳では、企業債利息48万9,000円の減額は、借入額分の利率確定によるもので、消費税290万7,000円の追加は、税率アップに伴う消費税調整額の増額分でございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。予算第4条に定めている資本的収入及び支出の資本的支出から280万6,000円を減額し、補正後の支出予定額を9,192万3,000円に改めるものでございます。内訳では、供給設備280万6,000円の減額で、ガス経年管改良工事の執行残でございます。

次に収入になりますが、資本的収入から173万2,000円を減額し、補正後の収入予定額を、6,666万8,000円に改めるものでございます。内訳では、企業債130万円の減額及び出資金43万2,000円の減額は、供給設備に係るガス経年管改良工事額が確定したことによるものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2,525万5,000円は、

過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条は、業務の予定量の変更になります。ガス経年管改良工事額の確定によりまして業務予定量が変更となるもので、予算第2条表中、本年度の欄の供給設備「6,950万円」を「6,669万4,000円」に改めるものでございます。第3条の収益的収入及び支出と第4条の資本的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に2頁をご覧ください。第5条は、企業債の借入限度額の変更で、ガス経年管改良工事額の確定によりまして、借入額を変更するものでございます。予算第5条中、起債の目的供給設備の限度額を、変更前「5,130万円」を、変更後「5,000万円」に改めるものでございます。

以上が、令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。4頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。5頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第2条業務の予定量及び第5条企業債を行います。1頁から2頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第21、議案第18号令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第18号令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）の内容についてご説明をいたします。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。今回の補正は、収益的収入および支出ならびに資本的収入及び支出の補正でございます。

はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に140万5,0

〇〇円を追加し、補正後の支出予定額を１億４,３〇１万５,〇〇〇円に改めるものでございます。内訳では、資産減耗費の固定資産除却費２９万５,〇〇〇円の減額は、除却資産の確定に伴うものでございまして、消費税１７〇万円の追加につきましては、税率アップに伴う消費税調整額の増額分でございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。予算第４条に定めている、資本的収入及び支出のうち、資本的支出から１,２３２万円を減額し、補正後の支出予定額を５,３５６万３,〇〇〇円に改めるものでございます。内訳では、配水設備１,２３２万円の減で、北海道の事業で予定しておりました、道道長万部公園線道路改良工事の延期に伴う配水管移設工事費の減額でございます。

次に、収入になりますが、資本的収入から７８２万円を減額し、補正後の収入予定額を、１９５万４,〇〇〇円に改めるものでございます。内訳では、工事負担金７８２万円の減額で、道道長万部公園線道路改良工事の延期に伴うものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５,１６〇万９,〇〇〇円は、過年度分損益勘定留保資金１,３２７万１,〇〇〇円、当年度分損益勘定留保資金１,８３３万８,〇〇〇円、および減債積立金処分数額２,〇〇〇万円で補てんをいたします。

以上が、令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第３号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。３頁です。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

次に資本的収入及び支出を行います。３頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決可決されました。

◎議案第１９号 令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第３号）

○議長（辻義雄） 日程第２２、議案第１９号令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第１９号令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第３号）の内容についてご説明いたします。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の、支出の補正であります。

はじめに収益的収入及び支出になります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入の病院事業収益から6,000万円を減額し、補正後の収入予定額を5億9,050万円とし、また、支出の病院事業費用から2,620万円を減額し、補正後の支出予定額を6億5,354万7,000円に改めるものであります。

支出の内訳からご説明いたします。医業費用2,620万円の減額は、医業費用の給与費の給料250万円の減額、手当350万円の減額となります。

次に材料費の薬品費800万円の減額、診療材料費300万円の減額となり、これは使用実績によります。経費の光熱水費100万円の減額は使用実績となり、賃借料200万円の減額は、医療機器の使用実績で、委託料600万円の減額は検査件数の減と医師紹介手数料減となります。医業外費用として、リース資産購入支払利息20万円の減額となり、これは医療機器リースを次年度以降に先送りしたことによります。

次に収入についてご説明いたします。医業収益の入院収益3,500万円の減額は、入院患者数の減少による減、外来収益6,500万円の減額は外来患者数の減少による減、医業外収益の他会計補助金4,000万円の追加は入院外来収益の減収分を一般会計から補てんするものであります。

次に概要の2頁目をご覧ください。資本的収入及び支出になります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の支出で、資本的支出を120万円減額し、補正後の支出予定額を1,781万円に改めるものであります。これは建設改良費のリース資産購入費の減額で、医療機器リースを次年度以降に先送りしたことによります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,530万8,000円は過年度分損益勘定留保資金1,530万8,000円で補てんいたします。

次に補正予算書の1頁をご覧ください。第2条は業務の予定量の変更で、年間患者数、入院延べ6,478人を5,624人に、外来延べ2万9,889人を2万2,363人に改めるものであります。第3条の収益的収入及び支出と、第4条の資本的収入及び支出は概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

2頁になります。第5条は予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもので、給与費600万円を減額することから、給与費の予定額を4億3,542万4,000円に改めるものです。第6条は予算第7条中、他会計からの補助金2億7,000万円を他会計補助金の追加により、3億1,000万円に改めるものであります。第7条は予算第8条中、棚卸資産購入限度額6,407万円を材料費の減額により5,307万円に改めるものであります。

以上がただいま上程されました、令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。5頁から6頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に資本的収入及び支出を行います。6頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第2条業務の予定量および第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費から、第7条棚卸資産購入限度額までを一括して行います。1頁から2頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号 令和 2 年度長万部町一般会計予算から
議案第 27 号 令和 2 年度長万部町病院事業会計予算まで

○議長（辻義雄） 日程第 23、議案第 20 号令和 2 年度長万部町一般会計予算から日程第 30、議案第 27 号令和 2 年度長万部町病院事業会計予算までの 8 件の議案を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております 8 件の議案については、議長を除く 9 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております 8 件の議案については議長を除く 9 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩いたします。

13 時 20 分 休憩

13 時 28 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催した予算審査特別委員会において委員長および副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

委員長には高森議員、副委員長には高橋議員、以上のとおりであります。

◎一般質問

○議長（辻義雄） 日程第 31、一般質問を行います。質問通告書は事前に配付しておりますが、質問者は 3 名、質問件数は 4 件となっております。

この際申し上げます。一般質問の質問時間は各議員 40 分以内と決定しております。質問時間終了 3 分前と、終了時にブザーを鳴らしますのであらかじめご承知ください。

それでは順次質問を許します。

村川議員。

〔議員（1 番 村川毅）登壇〕

○議員（1 番 村川毅） 私は 1 点について質問いたします。「町職員による地区担当員制度」の運用は。ということで、平成 12 年から実施されていたこの制度は、町の管理職等が主体となって、

職員が町内会単位ごとにその地区の地区担当員となり、その実施要領には「町民と行政との連携を密にして、町民とともに歩む町政を具体化するとともに、町民と行政によるまちづくりの推進に向けて、町職員の地区担当制を組織する」と謳われており、町職員が積極的に町内会活動に参加したり、地区の実情を把握する意味で非常に有効な制度と感じておりましたが、いつの頃からかこの制度による取組が見えておりません。制度自体が廃止されたのか、継続しているのであれば、制度を目に見える形で有効に運用すべきと思うがいかがでしょうか。

また、現在職員は有給休暇を取得して町内会の葬儀の手伝いをしていますが、これは見直すべきと思いますが、町長の所見をお伺いします。以上です。

〔議員（１番 村川毅）自席へ〕

○議長（辻義雄） 木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） ご質問の町職員による地区担当員制度につきましては、平成１２年に「長万部町職員地区担当制実施要綱」の制定とともに実施されておりましたが、平成２６年１２月に長万部町社会福祉協議会より平成２７年１月から「葬儀支援サービスの取扱い」を開始したい旨の相談があったことから、この対応も含めての見直しを行っており、平成２７年１１月に「長万部町職員による地区担当員制度実施要綱」として改めて制定して現在に至っております。廃止はされていません。

改定の内容につきましては、「葬儀支援サービス」では、高齢化率が高く、人口・戸数の著しく減少している地域を対象として、地域の葬儀を支援するために人材を派遣してサポートを行うこととされており、これには社会福祉協議会の役員・職員や一般ボランティアをはじめ、町職員にも支援をしてもらいたいとの内容であったため、主にこの葬儀支援を想定しての町職員派遣について、所属する町内会単位ではなく、所属部署の組み合わせによる輪番制での派遣についての規定を新たに加えた内容となっております。

ご質問の中にもありますとおり、町職員が積極的に町内会活動に参加したり、地区の実情を把握することを目的に制定された制度であります。本制度による取組が町民から見えていないのご指摘でございますので、改めて本制度の周知徹底により、町職員による地域の自治活動への積極的な参加・協力ができるよう奨励してまいります。また、職員による葬儀の手伝いの対応につきましては、柔軟に対応できるよう検討してまいります。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 村川議員。

○議員（１番 村川毅） それでは２点ほど再質をさせていただきます。平成１２年に出来た地区担当員制度が平成２７年に改正されて、現在も存在していることを確認させていただきました。新たな要綱では、前回の要綱からさらに踏み込んで、職員の地域活動への参加を通じて、公務員としての資質向上を図るんだという目的を明確にした制度となっております。そこで、新たな要領では、地区担当員が参加・協力する町内会活動を具体的に、「１、総会・新年会。２、地域イベント。３、葬儀の手伝い。４、その他町長が必要と認める活動。」と定めています。人口減少で高齢化が進む本町にとっては、福祉活動も含めて地域の皆さんにとって町職員は頼りにされている存在ですし、職員自身も自分たちの公務員としての立ち位置は、あえてこの制度がなくても当然理解しているものと思います。しかし、せっかく制度を作っているわけですから、職員の皆さんにもう一度確認する機会を作っていただいて、さらに、答弁にもありましたけれども、町内会の方にも制度の趣旨を周

知して、ぜひ町内会のほうからも気軽に役場のほうに参加・協力の要請ができるような雰囲気づくりをしていただきたいと思います。27年に作った要領ですから、木幡町長の想いがかなり入っている要領ではないかなというふうに思っております。この制度について町長のお考えを聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 社会福祉協議会のほうから27年度になる前に、地域で葬儀ができなくなっている、手伝いがいなくて葬儀が実施できない地域があるという話で、この制度が見直し掛かった。そして個々の職員を配置するのではなくて、各課の仕事の業務の内容もあるんで、各課で調整しながら職員を支援に出すということでこの制度が作られてきて。前みたく、平成24年の年の輪番制というのは議員もご承知の通りだと思うけども、ああいう輪番で貼り付けたって、個々に職員を貼り付けたような状態ではなかった。そして今の段階では、社会福祉協議会から指定されてる10の町内会、ここに応援をお願いしたいという話であつたものだから、そこを重点的に。しかし、要請は実は1件もなかった。それで議員がおっしゃるとおりに見える形でなつてなかったのはそういうことでなかったのかなと思ってるし。職員が自ら住居をしてる各町内会、これについては町内会の役員でもあったり、お手伝いをできる環境にあるということで、葬儀のたびに要請を受けて、現実お手伝いに行ってる。これがひとつの今の段階なんで、おっしゃるとおり、今後、例えば町内会から要請のあつた職員に対して、今後どういうふうに見直しをかけていくかってのは、今や想定の内かなと思ってます。

○議長（辻義雄） 村川議員。

○議員（1番 村川毅） 社会福祉協議会のほうから要請がなかったということで。多分、社会福祉協議会の方達の職員なりボランティアなりでできる範囲だつたと思っております。でも、この制度自体を見直したというのは、やはり社会福祉協議会の葬儀支援サービス事業に協力ということは、当然職員としてはするべきだと思いますし、もし出て行くときにどういう派遣の仕方をするかというのは当然要領に決めておかなきゃなかつたので、それはこの葬儀支援の中できちっと、要領の中で決めておかなきゃならなかつたというふうに思っております。もう1点確認したかったのは、この要領の中で、職員が葬儀の手伝いに派遣するときに、実は職務命令で行くというふうに定められております。一方、町内会から頼まれてお手伝いに行く職員というのは、有給を取得して行っているというのが現状です。質問の中で、これをちょっと見直してほしいんですという言い方をしましたら、答弁では「柔軟に対応できるように検討する」と、非常に難しい答弁だつたんですけど、この柔軟に対応できるように検討するというのをもう少し具体的に、どのように考えているかちょっとお聞かせ願えればというふうに思いますけれども、もしできればよろしくお願いします。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今回の質問にあたって、過去の事例から全部調べあつて、実施要綱も含めて検討させた結果、今後については「柔軟に対応する」と簡単に言ってるんだけどどう柔軟に対応するんだということでございますので、職務に専念する義務の特例に関する規則を運用し、規則の第3条「職務に専念する義務の免除を受けようとする職員は、あらかじめ職務専念義務免除申請書を任命権者に提出し、承認を受けなければならない」と、規則としてのこの条文を活かして、本人の申請による職務時間内は、義務免除として運用していきたい、そう考えております。

○議長（辻義雄） 以上で村川議員の質問を終わります。

柏倉議員。

〔議員（９番 柏倉恵里子）登壇〕

○議員（９番 柏倉恵里子） 私は２問質問いたします。東京理科大学学部変更に伴う町の対応は。

現在、長万部町には基礎工学部の１年生が全寮制で学んでいますが、２０２１年度からは、新設の国際デザイン経営学科の１年生が全寮制で学び、２年目からは神楽坂キャンパスに移動になります。２０２２年度からは留学生を対象とした国際コース（４学科、合計８０名）を設け、長万部キャンパスにおいて全寮制にて行くと、東京理科大学のホームページに載っておりました。これからは日本人のみならず、いろいろな国の方々が町の中で交流する機会が増えることと想像します。

そこで、語学力豊かな職員の採用や、職員や町民が参加できる外国語サークルも必要かもしれません。また、翻訳用のタブレット端末等に頼ることも考えられます。そうすると予算措置も必要になるでしょう。迫り来る国際化の波に、町長はどのように対応されるのか、所信を伺います。

２点目、保健福祉政策について。２月４日、しゃべれ〜るの成果発表会に参加しました。どのグループの活動も素晴らしいなという感想を持ちました。地域包括ケアシステムの構築の足がかりになっているなとも思いました。

しかし、認知症の政策はどのように取り組まれているのでしょうか。ご家族と同居の方はよいのですが、まず気づきの部分で金融機関や商店、コンビニなど、支払いやお金の出し入れ、送金などでの気づきからの連携は取れるようになったのでしょうか。

認知症サポーターが増えましたが、実際に活動に結びついているのでしょうか。介護認定者が増えても、地域包括支援センターの担当者の人数は足りているのでしょうか。長愛会からの職員もあと１年と聞きました。職場復帰できていない職員もいると聞いております。

保健師の新たな採用や、地域包括支援センターの充実は、長万部町の保健福祉政策になくはない存在です。町長の所信を伺います。

〔議員（９番 柏倉恵里子）自席へ〕

○議長（辻義雄） 木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 東京理科大学学部変更に伴う町の対応は。ということでございますので、答弁をさせていただきます。

東京理科大学の学部・学科再編に触れられ、中でも長万部キャンパスにおける再編後２年目からの理工学部４学科の国際コースで学ぶ留学生対応について、焦点を当てられております。

議員のおっしゃるとおり、２０２２年度からは、理工学部の情報科学科、建設学科、電気電子情報工学科、機械工学科の４学科それぞれ２０名ずつ計８０名の留学生が長万部キャンパスで１年次を学ぶ予定となっており、様々な国の留学生が本町に来られることになります。

理科大側の説明によりますと、これらの留学生は日本語が話せる学生と聞いており、町民との交流などがあっても、コミュニケーションをとる上では、特に不自由がないと想定しておりますので、ご懸念されている事前の町あるいは町民側としての留学生に対応する新たな準備などについては、特に心配はないと考えており、事前準備としての翻訳用タブレット端末などの対策経費の予算計上につきましては、現在のところ特に考えておりませんが、今後の状況によっては対応を検討してまいります。

一方、理科大とは関係はございませんが、国際化の波にどう対応するかという点では、近年、道内においても在住外国人が増加してきているなか、「多文化共生推進」という考え方も国から示されており、外国人のコミュニケーションや生活支援、異文化理解などを推進していく状況となつて

おります。町内でも水産加工業を中心に雇用されている外国人は、今後の人出不足の状況から増えていくことも想定しております。その対策につきましては、現状でも、北海道が設置している北海道外国人相談センターや、定住自立圏で協力関係にある函館市設置の函館市外国人生活相談窓口などが活用できる体制となっております。今後は、理科大の留学生と町民との交流など含めた対応につきましては、理科大と協議しながら検討し、また外国人全般の対策につきましては、北海道および近隣自治体と連携しながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

2点目、保健福祉政策について。答弁させていただきます。認知症の正しい知識を地域の方に学んでいただき、認知症の方やそのご家族に優しい地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を実施しております。今年度は、初めて郵便局を対象に開催いたしました。また、中学生、高校生に対しても開催しております。今後は、他の金融機関やスーパーなども対象に、実践につながる講座を開催する予定であります。

また、現在の職員体制ですが、地域包括支援センターは、保健師3名、社会福祉士1名、長愛会から派遣の主任介護支援専門員1名、計5名体制で、平成30年10月には社会福祉士を採用し、今年度は、保健師1名が介護支援専門員更新研修を受講するなど、体制の充実を図っております。健康推進係は、保健師が4名、栄養士1名の計5名体制で、昨年度末に保健師1名が退職したことにより、北海道国民健康保険団体連合会を通じて募集しておりますが、未だに応募がない状況であります。地域包括システムの構築や認知症支援、町民の健康づくり等の保健福祉政策において、人材の確保は必要不可欠と認識しており、今後も人材の確保に努めてまいります。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） それでは、何点か再質させていただきます。まず東京理科大学関係なんですけれども、2021年度からは、国際デザイン経営学科の1年生がこちらに来るということで、22年度からは留学生も来ますが、この国際デザイン経営学科という、1年生というのが来られて、さらに留学生が来るという形なんではないでしょうか。確認なんですけど。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 実は、今年34期生が入ってきます。これで基礎工の34期生が最終学年次。そして今、新しくなる国際学科というのについては、まだ一向に説明も相談も受けてないので、実態としてはちょっと把握できない。まだ憶測でこちらのほうも答弁することもできないので、知ってる限りというのはほとんど今答弁した内容であります。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） わかりました。それではせっかく理科大以外の答弁もいただきましたので、ちょっとお伺いしたいんですけども。多文化共生推進ということは、国のほうでも謳っているんですけども、理科大生に限らず重要な部分というのは、多分その救急の部分、例えば役所に手続きしなければならない、そのパターンと、あと病院、それから救急を呼ぶ、そして前にもちょっとあったんですけど、高速を走っている方の中から救急搬送されて、病院に運ばれたけど全く言葉が通じなくて困ったという事例もありまして、そういうことも全く想定できないわけではないので、ここはやはり、語学を取得するにはちょっと時間がかかるので、タブレット端末は絶対必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、こちら辺はどうですか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今回来る留学生は、一般入試で入ってくる。推薦入試ではない。これははっきり聞いてるんですよ。一般入試で入る以上は、日本語、それから日本の漢字、語学も全て堪能でなければ、あれだけの大学の受験は無理だろうなと思ってるんだけど。しかし、今度一般だけでなく、今現在長万部で研修されてる派遣職員もたくさんいるわけですよ。だからそういうことも含めて、全体の中から見るとやっぱりそれが必要になってくるのかなという気はしてるんだけど。今のところ、病院のほうから必要になってるねって話も聞いてないし。あと消防の救急業務の関係についても、今のところは十分間に合っているような状態なんで、今後またそれも新たに増えてきて、その人方の日本の国の中、北海道そして長万部で生活する上で、安全に暮らしていただきたいということを考えると、将来的にはそういうこともしっかり対応していかなきゃならないなということと、1月16日に実は道庁を訪問したときに知事にお会いして、この多文化共生に関する話が実は出ました。北海道として取り組んでいくということで、そういった大学の、今度留学生も来るというのは、まさにこの推進に関しては一致した考え方がある、という話で。昨年も実は道の主催で、10月25日に八雲でこれの地域研修会もすでに去年のうちに始まったということもあって、なるほどこういうことがこれから進んでいくかなという話も実際しております。

それともうひとつ、質問にはないんだけど、長万部に今どれだけの外国人いると思いますか。知りたい？そうですか。じゃあ教えます。今住民登録してる人は174人おります。国別では中国から来てる人が74名、台湾が1名、タイが1名、米国から1名、カナダが1名、インドネシアが20名、カンボジアが2名、ベトナムが74人、174人住民登録しております。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） すいません聞いてもいないのにいっぱい答えていただきまして、ありがとうございます。もうすでに長万部町の国際化が始まっているということで、これからこういう課題がたくさん出てくるのかなと思いますので、ぜひそこは先駆けて政策を取っていただければと思います。答弁はいりません。

次の2問目の、保健福祉政策についてお伺いいたします。現在の職員体制で、長愛会から1名派遣をいただいていますけれども、保健師1名が介護支援専門員更新研修を行っている、受講しているということで、その長愛会からいただいている方に代われるという考え方でいいんですか。

○議長（辻義雄） 岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） 今、更新研修受けてる1名、来年度もう一度講習受けまして、同じ資格を取得できる予定でございます。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） それでは、長愛会からの派遣が切れても大丈夫ということですね。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 大丈夫です。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） それでは今長愛会からいただいている主任介護士1名がいなくなる。そしてそこに1名、今は5名体制ですよ、地域包括が。それでそこが4名になるということになると思うんですけど、そこを補充はできますか。

○議長（辻義雄） 岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） 長愛会から毎年、単年度でお願いして派遣いただいております。先ほども言いましたとおり、今は1名が来年度資格を取ることで、同じ資格を取得できることになりま

すので、その先でございますが、人数が欠員、派遣が今後お願いできないということになれば、新たに募集してまいりたいと。募集というか、私のほうからは募集をしていただくよう総務を通じて町長をお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（９番 柏倉恵里子） 地域包括支援センターの仕事が増大しておりますので、まずきちんとした職員体制を守っていただきたいと。それからあと、保健推進系のほうでは、現在５名体制だけれども、結局昨年度末に１名退職して補充できていないのかなと思うんですよね。それであと１名がちょっと今仕事に復帰できてない方がいらっしゃるの、現在は２名の保健師に１名の栄養士という体制ということですか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 現在保健師は３名です。２名でなくて３名です。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（９番 柏倉恵里子） そしたら、今例えば地域包括で抱える部分の、要するに介護認定が付いた方は地域包括だと思うんですけど、介護認定も付かない方は、結局保健師サイドの健康推進系のほうに委ねられると思うんですよね。それで、そこには多分地域包括は関わらないのかなと思うんですけど、この考え方でいいですよ。

○議長（辻義雄） 岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） 基本的には議員がおっしゃった、担当分かれておりますけれども。ただ、事例によってはそうきっぱり分けることができなくて、お互い連携しながら取組をしているのが実際でございます。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（９番 柏倉恵里子） ということは、結局は地域包括にかかる割合が、すごく多くなっていくということです。健康推進系のほうがやらなければならない仕事も、結局地域包括にかかってくるということにはなるんじゃないのかな。健康推進系がやってることに、地域包括が結局関わってくる、というふうになると、とても地域包括にかかる比重が多くなると思うんです。あと健康推進系のほうでは、要するに乳幼児、出産後小さい子どもがいるところの訪問はとてよくされているように聞いております。ただ、これから政策として引きこもり対策とか、今は若年層だけでなく高齢化、これから私も意見書も出すんですけど、高齢の方の引きこもりも大変多くなってきて、それは町内会が抱える大変重要な問題でもあるんです。そういうところに介護認定も受けてない方の所に訪問できるのはこの健康推進系だと思うんですけども、そこら辺の対策。例えば昨年１年間でいいんですけど、こちらのほうでそういう、介護認定受けてないところの方へ訪問した、乳幼児ではなくて、その件数はどのくらいありますか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今担当から答弁させます。

○議長（辻義雄） 岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） 平成３０年度の実績になりますが、今の議員がおっしゃった件数が直接ちょっとこのお答えになるかどうかあれなんです、平成３０年に保健師が家庭訪問を実施した件数でございますが、３６２件となっております。そのうち生活習慣病の関係で伺ったのが６９件という形になってございます。そのほか先ほども言いましたが、妊産婦ですとか、乳幼児の家庭に訪問しております。以上でございます。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 1日に何軒も訪問できれば、362件はすごい少ない数字なのかなと。1人が1軒の家に行って362件という、簡単に考えればですよ。訪問がやはりできていないかなと私は思うんですよね。なのでやはり普段、体操教室でも何でもいいんですよ。出てくる方はいいんですよ。出てこないところへの訪問をやっていただかないと、これ保健師さんしかできないんですよ、こういうこと。私たち個人が行って「どうですか」って言って出てきてくれる人ならいいんですけども、そこをやはり行って中まで入って、あるいはその人の健康を診るということが、やはりこれは保健師でなければできない仕事なので。もうちょっと、362件が私はいいいとは思いませんよ。なのでもっとやはり訪問を、町内の中訪問して歩いてほしいと思います。そして、やはりそこから気づきがあると思うんですよ。保健師サイドの気づきがあって、それを地域包括に繋げるということは十分ほかの例えば商店だとか金融機関に頼むよりも、その方がずっと早い。ちゃんとした気づきがしてあげれる。ということができると思うので、まずそこからの連絡が一番多く来るのが当たり前じゃないのかなと私は思います。

あと、講座をやられるのはすごくいいことですよ、けども私はこの質問を2年前にもしてるんですよ。要するに金融機関、商店、その気づきがあった場合の連絡先をどこに持ってくるかということなんですね。けども個人情報があるから簡単には言えないと。けど、その個人情報をべらべら知った人があちこちに喋るわけではない、特に役場はそういうことはできないので、とにかく何か気づきがあったら地域包括に一報くださいというそういう体制が出来上がらなければいけない。だから今から金融機関とかスーパーとか、そういう所でも認知症講座を開催していきたいということなんですけど、開催していただく前に、やはりお願いはまず先に、気づいたときのお願いを先にするべきではないかと。実践というか養成講座はまたそのあとでもいいのかなとは思いますが、そこら辺本当に、早急に手を打っていただけたらなと思います。これからなかなか募集をしても応募がないという状態なことについて、募集の仕方、あるいは探し方というんですか、もうちょっと強力に来ていただけるような対応策というか、そういうのは何か考えてもらっちゃいますか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 保健師さんもそうだし保育士さんもそうなんだけど、都会集中型になっているのが今の就職の現状なんですよ。それでどこの町村もそうなんだけど、とにかく資格を持った人を呼び込むというのは、ものすごく難しい状況になっている。だからこっちも、例えばいろんな機関に働きかけて、是非お願いしたいということと、それから、保健師さん達の人脈を使う、で声掛けをしてもらうというような形の中の募集業務は日頃からやってるんだけど、当たり前前に例えばホームページで開示しても、それから各機関にお願いしても、足も手も使ってやらないとどうにもならないという。だからそこが一番今の人材を見つけるのには大変だなと。それとやはり都会中心、札幌中心型になっちゃってるからもう、そこからの生活を田舎に移すという、資格を持った人が田舎に移して田舎で活動したいという人が、本当に悪いんだけど少なくなってきた。だから学校、専門学校卒業の段階ですと呼べるかなと思ったら、若い人ほど実は応募がない。これは本当にこつこつ本当諦めずにやるしかないんだなというのは、今ちょっと悩みで、病院もそうだけど看護師さんがいない。高齢の看護師さんが多くなってきて、若い看護師さんがいなくなって来たってことも踏まえて、若い看護師さんを募集するんだけどほとんど応募がない。これが今の、都会集中型の現状というのが、そこにも明らかに見えてて、正直なところ給料3倍も出すなら来るかもしれないけども、やっぱり規定に則った給料体制しかないものだから、なかなか特別な待遇を与えるという

ことを、不利な条件の中戦ってきてるんだから、ちょっとそこら辺はご理解いただければなと思ってました。

○議長（辻義雄） 以上で柏倉議員の質問を終わります。

北川議員。

〔議員（８番 北川佳嗣）登壇〕

○議員（８番 北川佳嗣） 私は１点、新型コロナウイルス肺炎の感染拡大における長万部町の対応策は。として、昨年末から流行の兆しを見せていた新型コロナウイルスの出現は、我々現代人にとって、未知で未曾有の脅威となりました。中国を震源地とした新型のコロナウイルスは、今や世界的規模でその猛威をふるい、感染の拡大を抑止できない状況が続いております。これほど医学が進歩した現代においても、現時点では不要不急の外出を控えることや、外出の際はマスクの着用や除菌液の利用、こまめなうがいや手洗いの励行など、初歩的な予防法以外にその猛威から身を守る術がないというのが現状であります。未だに有効なワクチンや治療薬の公式発表もなされておらず、罹患しているのか陰性なのかを判断するための簡易キットすら発表されておられません。不幸にして感染が確認された皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、１日も早いご快癒をお祈り申し上げます。

さて、３月３日現在、幸いにして本町においてはウイルスの陽性反応が確認されておきませんが、今後、感染が疑わしい町民が現れた場合、町としてはどのような対応をするのかお尋ねいたします。

〔議員（８番 北川佳嗣）自席へ〕

○議長（辻義雄） 木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 新型コロナウイルス肺炎の感染拡大における長万部町の対応策は、ということでございますので答弁をさせていただきます。

感染の疑いのある方への対応ですが、保健所が相談窓口となっておりますので、その連絡先をご本人にお伝えすることになります。現在は、検査ができる機関が限られていることと、感染した方がほかの患者さんとの接触する機会をなくすため、保健所が受診する病院と調整する必要があることから、このような流れで統一されております。

町では、七飯町で感染者が確認された２月１９日から関係部署による対策会議を開催し、八雲町で感染者が確認された翌日の２８日には全管理職で構成する対策本部を設置し、適宜、対策会議を開催しております。

対策会議では、情報の共有や感染拡大防止のための対策を検討しており、庁舎内の掲示物やホームページ、町広報などで、町民の方へ予防方法や相談・連絡先について周知しております。また、防災無線を活用した周知も実施しております。今後も状況を見守りながら、保健所などの関係機関と連携し、適切な時期に適切な情報提供を対応してまいります。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 北川議員。

○議員（８番 北川佳嗣） まず、はじめに長万部町立病院が、長万部町に唯一の病院でありますので、感染してる感染してないに関わらず、体調が悪くて例えば発熱がしている方は、まず町立病院で治療していただくという流れで今まできていたと思うんですが、厚生労働省のホームページによると、発熱などの風邪の症状について、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気による場合が圧倒的に多い状況である、としています。この発熱や咳を含めた、いわゆる風邪やインフル

エンザの症状が出た患者が町立病院を受診する場合においては、町立病院についてはどのように処置をしていただけますか。今までと同じでいいんですよね。

○議長（辻義雄） 田辺事務長。

○病院事務長（田辺知行） 町立病院では、1月末より院内感染対策委員会等などで、コロナウイルスについての情報を共有し、職員は標準予防策のマニュアルに沿って感染対策に心がけております。外来におきましては、玄関でのマスク着用のお願いと、発熱のある方には直接院内に入らないような対応を取っております。疑いのある患者様が出た場合の対応についても、八雲保健所と打ち合わせを行っており、迅速な対応ができる体制を整えております。入院患者様につきましてはご家族のご了解をいただき、面会をお断りしております。

○議長（辻義雄） 北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） もし、仮に新型コロナウイルス感染が疑われる患者が出現した場合、どのような対応になるのか。例えば当初はまず保健所に連絡しろと、それから帰国者・接触者相談センターのほうに連絡をして、適宜受入体制の整った病院に行ってくれということだったと思うんですが、このPCR検査が保険適用になった後には直接かかりつけの医者が、保健所を通さずに、帰国者・接触者外来に電話をして、より迅速に柔軟に対応できるようになったというふうには聞いてますけど、ここら辺は町立病院としてはどのような対応になるんですか。まずはじめにやっぱり保健所なんじゃないかな。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） まず病院でもそうなんです、連絡いただいて、先ほど事務長が答弁したようになるんで、それで指示を受けているのは、あくまでもご本人に保健所の連絡先を教えて、本人が保健所に電話をして、そしてその症状確認を電話のうで確認をして、それから保健所が指示をします。ここまでしかまだ長万部町のやれる範囲がない。ここまでしかやれない。だから厚生労働省がホームページでどういう発表しても、道を通じて渡島振興局のほうからも、きちっとしたそういう指示で動いてるもんだから、町村としてはそういう指示に従っていくしかない。それを破って違う方法でやるということについては不可能だと思ってます。

○議長（辻義雄） 北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） その厚生労働省の話になってしまうんですけども、これもホームページにも載ってるし、2月29日の日経新聞の電子版にも出てるんですけどもね。厚労省の事務連絡として、新型コロナウイルス感染症患者の増加に際して、電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて、というのを示してある。基礎疾患や持病を持つ患者の、新型コロナウイルス感染リスクを下げるため、事前の実施計画がなくともオンライン診断による医薬品処方を認め、医療機関から薬局へファクシミリ等で処方箋を送付することを可能にしたと。で、薬局ではこれらの処方箋情報を元に、調剤を行うことが認められることになりました。また、ここが大事なんですよ。また、これらの点を自治体や医療現場に周知した、ということになっておりますが、これはつまり、いいですか？血圧の高い方や、血糖値の高い方というのが、今まで町立病院に行って診察をしないで薬だけくださいって言って、処方箋もらっている患者さんって大勢いると思うんですよ。そういう方達が電話で処方箋を貰うことができるように、医療機関や自治体に周知したというふうになっているんです。これはどうです、そのような周知って受けてますか。

○議長（辻義雄） 田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） 今回の臨時的な措置として、定期受診患者への慢性疾患治療薬につい

ては認められるという通知はいただいております。外来患者様の電話での処方箋、現在は当病院では行っておりません。今後のコロナウイルスの患者発生状況を見ながら検討したいとは考えておりますが、当病院でも電話での処方箋発行を行う準備はできております。

○議長（辻義雄） 北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） ありがとうございます。では、次に全国的にマスクや消毒液、アルコール消毒液が品薄な状態になっております。本町の町民も、その入手が困難な状況になっていて皆さん大変困惑しております。本町におけるマスクやアルコール消毒液の備蓄状況はどのようになっていますか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 知ってのとおり、かなりマスクの入手は困難になってるのは事実だと思います。これはどこの町でも、どこのドラッグストア行っても、ないというのが本当の現状ですよね。で、おかげさまで、企業2社から少しずつではあるんだけど、マスクをお使いくださいというのが今、いくらか用意はしてるんだけど、これはやはり医療の現場であったり、それから老人の施設であったり、グループホームだったり、高齢者が入所している施設で足りなくなったときは優先的に回そうよってことで、持ってる部分はある。ただし3月6日に渡島振興局のほうから副局長来られて、そして長万部町と連携していきましようということで、これからの、例えば一番困ってるマスクだとか、それからアルコール消毒液だとか、それから様々な物品に対して、足りない物については道と連携をしながら配付をしていきたい。しかし、北見も中富良野もそうなんだけど、現実には何枚だかよこすと言ったのが、1人40枚よこすと言ったのが7枚しかあたってないというのが現状で、その1市1町村だけでもそういう苦労してる。これ179町村全てそういう状況だったら、本当にあたるのかと。来るのかと。本当にそんなつもりで町からも渡島振興局のほうにもお願いをして、いち早く回していただけないかと言ってるけど、うちはまだおかげさまで、町民の皆さんが健康で、感染者になっておられないので、感染が出てる札幌から道北かけて、あっちのほうが優先だろうなということで、感染者が出てる所のほうがやっぱり優先権が強いのかなと。そんな感じはしてますけども。道のほうにも要請してるのは、3月6日にお話しをさせていただいております。

○議長（辻義雄） 北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） マスクの現状はよく存じ上げております。ただ、消毒液も足りないんですね、手を洗ったりするのに。そこら辺どうでしょうかね、もし余裕があるならば一部放出するような予定というのはございませんか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今どこも止めてるんだけど、放出するだけの余裕はほとんどありません。

○議長（辻義雄） 北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） 次に、経済的な措置についてであります。政府は3月8日の対策本部会議において、感染拡大で売上が急減した個人事業主を含む中小、小規模事業者の支援のために、公的金融機関を通じて、無利子・無担保の特別貸付制度を創設すると発表いたしました。今後第2第3の経済支援が公表されることになるとと思いますが、各担当の、例えば財務省だったり、経済産業省だったり厚労省だったり、それぞれの支援策を出してくるんだろうと思いますが、ただ、ここで日々刻々と感染の状況も変化しますし、国や道の対応も、変化している市場の状況や支援策が、個々の事業者が敏感に捉えて反応することが難しくなるというような状況が考えられるんですよね。この点については本町はそれぞれの事業者に対して、どこの省庁にどんな支援策があるとか

というのを総合的に案内するような、コンシェルジュのようなものを開設する予定はございませんか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今、国のほうから国会の議論の中でも様々な情報の発信はしてるんだけど、捉えて、これは正しい情報だっていうのが全くない。そういう状況の中で、確かに今飲食店もそうだし、宿泊施設もそうだし、インバウンドも歩いてない、それから食料品もそうだしほとんど動いてない。これが日本中でいったら膨大な損失だと思う。それを国がどう捉えてやるのかを、これからの出てくる話かなと、そう思ってるんだけど、これは国だけが持つような話にはならないだろうなと。例えば国が半分、道が2分の1、町村も2分の1というような形の中の支援になってくる可能性があるだろうなと思って、そこは前の例えば保育の無料化もそうなんだけど、保育の無料化っていったら全部国が持ってくれるのかなと思ったそうじゃなくて、国が半分、道が25%、町村が25%で無料化を図ったと同じで、国の無料化全面支援というのは、相対的に国が全部見るのかっていったらちょっとそうじゃないだろう。だからいつかは地方自治体にそのつけは回ってくる。だからそれをどう、厳しい財政の中でも、やはり町財政、町の経済を立て直していくってなったら、真剣に捉えなかったら本当に小さな会社も小さな飲食店も倒産してしまうような憂き目になるだろうなと。そこはもう今朝の道新さんのせたなの記事じゃないけども、せたな商工会が申し入れをせたな町にしたと同じで、やはりそういう要望というのは上がってくるだろう。そう捉えて、そこは真摯に捉えながら我々も一喜一憂しながらでも、前を向いていかなきゃいけないなと思ってます。

○議長（辻義雄） 以上で北川議員の質問を終わります。

以上をもって一般質問は通告どおり全部終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

◎休会の決定

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。予算審査特別委員会に付託された議案審査のため明日11日と12日の2日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって明日11日と12日の2日間を休会することに決定いたしました。

なお、本会議は3月13日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

14時26分 散会
